

## ○追手門学院大手前中・高等学校 P T A 内規

### 第 1 章 予算の編成及び執行

第 1 条 本会の予算は実行委員会が主体性をもってあたなければならない。

第 2 条 実行委員会は予算編成にあたって会員の意志を反映するようにつとめなければならない。

第 3 条 本会の予算は通常会計と後援会計に区分し、通常会計は主として会の運営及び活動に関するものとする。後援会計は学校教育及び生徒福祉に関する経費を援助するものとする。

第 4 条 後援会計の予算編成については学校長と協議の上決定する。

第 5 条 P T A バザーの収益金は全額本会予算に納入する。

第 6 条 予算の執行については、会長の諒承を得なければならない。但し、後援会計予算執行については、学校長に委任するものとする。

第 7 条 後援会計予算の執行について学校長は、その使途明細を毎年度末に会計まで報告しなければならない。

### 第 2 章 拡大実行委員会の構成および任務

拡大実行委員会は実行委員および各学年代表により構成される。また各学年主任、各種専門委員会の委員長もこれに出席することができる。各学年の円滑な意思伝達をはかることを目的とする。

### 第 3 章 専門委員会の構成及び委員の選出と任務

第 1 条 専門委員会の構成及び委員の選出は次のとおりとする。学級毎に計 3 名とする。

#### (1) 学級委員会

学級毎に学級委員 3 名を選出し、会長にこれを委嘱する。学級委員は学級毎に学級代表を互選し、各学級代表により学年代表を互選する。学級代表を除く学級委員 2 名は教養・進学委員、広報委員のいずれかを兼務する。

学級委員は学級の教育に参加して、各種の討議や提言を行い、又父母と担任教員との連携および学級固有の活動を行う（学級 P T A）。

各学級代表は当該学年の問題点、意向、提言などを伝える。また、生徒の心身の健康保持、増進に関する活動（施設見学・食堂試食会）なども行う。

学級委員長は中・高各 1 名を指名委員会より推薦され選出する。

学級委員長は各学年代表を統括する。

(2) 左記の専門委員長の専門委員長は中・高各1名を指名委員会より推薦され選出する。

専門委員長は各種委員会の委員長を統括し実行委員会及び各種専門委員会相互の連絡、意志伝達をはかる。

① 教養・進学委員会

学級毎に委員1名とし、学級代表を除く学級委員が兼務する。

教養・進学委員長は教養・進学委員より互選する。

会員の自己研修と相互親睦を目的とし「講演会」、「社会見学」、各種「サークル活動」などを行うと共に生徒の進学、進級に関して「教育懇談会」などを開催して、主として知育について参加し討議、提言を行う。

② 広報委員会

学級毎に1名とし、学級代表を除く学級委員が兼務する。

広報委員長は広報委員より互選する。機関誌その他広報に関する活動を行う。

**第2条** 各委員会は必要に応じ開催する。

**第3条** 内規以外に重要案件の生じた場合は実行委員会が適宜の処置をとる。

**第4条** 書記補は教職員から1名会長が委嘱する。書記補は書記の補助をする。

**第4章 PTA 特別積立金**

**第1条** PTA 特別積立金（以下「積立金」という。）の額及び徴収は、次のとおりとする。

(1) 積立金は、生徒1人あたり月額2,500円とする。

(2) 積立金の徴収は、学院に委託して行う。

(3) 退会者の既納の積立金は、原則として返還しないものとする。

**第5章 指名委員会の構成および委員の選出方法**

**第1条** 指名委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 高等学校会員より3名

(2) 中学校会員より3名

(3) 教職員より2名

(4) 実行委員会より会長ほか4名

**第2条** 学校長及び教頭は指名委員会に列席し、諮問に応じることができる。

**第3条** 指名委員の選出は次のとおりとする。

(1) 代表を指名委員とする。

(2) 教職員は互選により2名の委員を選出する。

(3) 実行委員会のうちから互選により会長他4名の委員を選出する。

**第4条** 指名委員長は指名委員の互選により選出する。

**第5条** 指名委員会は各々の役員（会長を除く）、会計監査委員、学級委員長、専門委員長について候補者を指名し推薦する。

**第6条** 指名委員会は役員（会長を除く）及び会計監査委員、学級委員長、専門委員長の候補者選考に当って、全会員より候補者推薦投票を併用することもできる。

**第7条** 指名委員の選出は1月末日までに行う。

#### **第6章 特別委員会の構成および委員選出と任務**

##### **(1) バザー委員会**

バザー委員は各学級委員が兼任する。委員長はPTA会長が兼務し、副委員長は中・高、専門委員長をあてる。会員相互の親睦と学校教育環境の充実のための資金醸出及び、PTA予算不足分の補填などを目的とし、各年度必要に応じて設置することができる。なお、収益金はすべてPTA会計に納入し、その使途については実行委員会において決定する。

##### **(2) 卒業準備委員会**

委員は高3の各委員が兼務し、委員長は高3の学年代表がこれにあたる。

高3の学年主任、会長、副会長がこれを補佐する。卒業謝恩会の開催、学校贈呈用記念品目などを討議し決定する。

#### **第7章 改正**

**第1条** この内規の改正は、追手門学院大手前中・高等学校PTA規約に準ずる。

##### **附 則**

本内規は昭和54年4月1日より実施する。

本内規は昭和58年4月1日より改正実施する。

本内規は平成元年5月10日より改正実施する。

本内規は平成4年4月1日より改正実施する。

本内規は平成7年4月1日より改正実施する。

本内規は平成20年4月1日より改正実施する。

本内規は平成25年4月1日より改正実施する。

##### **附 則**

この内規は、平成26年7月5日から施行する。

##### **附 則**

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## ○追手門学院大手前中・高等学校PTA慶弔規定（内規）

この規定はPTA会員の親睦和合ならびに相互扶助の精神に基づいてPTA本来の目的に寄与せんとするものである。

**第1条** 会員に慶祝事項のあった場合には次の通り定める。

- (1) 会員および生徒に特別な慶祝事項があり実行委員会において適当と承認された場合には、金10,000円以上またはこれに相当する物品を贈ることができる。
- (2) 教職員が結婚された場合には金10,000円を贈る。

**第2条** 会員およびその家族に不幸のあった場合には次の通り定める。

- (1) 会員が死去された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え、当該学校役員および当該学級の委員が会葬する。
- (2) 会員の子女で本学院に在学する生徒が死去した場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え当該学校役員および当該学級の委員が会葬する。
- (3) 会員の同居家族（子女）が死亡された場合には、柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え、役員および委員ならびに会員が会葬する。
- (4) 本学院の生徒が不慮の災害のための疾病もしくは負傷の場合、実行委員会においてその必要ありと認められた時には見舞品（5,000円以上）を贈ることができる。
- (5) 教職員が死去された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え、役員および委員ならびに会員が会葬する。
- (6) 教職員の父母子女が死亡された場合には柩一對あるいはそれに相当するものおよび金10,000円を供え、当該学校役員および当該学級の委員が会葬する。
- (7) 教職員が疾病負傷のため1ヶ月以上欠勤した場合、金10,000円相当の見舞品を贈ることができる。
- (8) 会員中において不慮の災害にあった場合には実行委員会にはかり、見舞金又は見舞品を実行委員会の決定に基づいて贈ることができる。

**第3条** その他適当と認めた場合には実行委員会の決定に基づいて適宜の処置をとる。

**第4条** この内規の改正は、追手門学院大手前中・高等学校PTA規約に準ずる。

### 附 則

- 1 本規定は昭和54年4月1日より改正施行する。

- 2 本規定適用に際し兄弟関係のある場合には原則として上級学校がその手続きをするものとする。
- 3 本規定を実施するのに要する経費は各学校PTA慶弔費をもって支弁する。
- 4 本規定は、昭和61年4月1日より改正施行する。但し、中・高等学校は昭和62年4月1日より改正施行する。
- 5 本規定は平成20年4月1日より改正実施する。
- 6 本規定は平成22年4月1日より改正実施する。

#### 附 則

この規定（内規）は、平成26年7月5日から施行する。